

令和3年度 第4回特別職報酬等審議会（会議要録）

1. 日 時 令和3年12月20日（月） 午後7時00分～午後8時50分

2. 場 所 中野区役所4階 庁議室

3. 出席者(10名)

(1) 委員（五十音順：敬称略）

稲尾 公貴 白井 壯之介 櫛田 正昭 小林 裕子 櫻井 英一
袖澗 悟 福原 紀彦 星野 新一 宮田 百枝 吉川 信將

(2) 事務局

海老沢総務部長、浅川総務課長、事務局職員

4. 議 題

(1) 配付資料等の説明について

(2) 議員報酬及び区長等の給料の適否について（最終確認）

(3) 答申（案）の審議、取りまとめについて

(4) 答申（案）の確認及び答申の決定

(1) 配布資料等の説明について

会 長

それでは、定足数に達しておりますので、今年度第4回の特別職報酬等審議会を開催いたします。

今回は、区議会議員の報酬、区長等の給料について審議を行い、意見集約を行いました。本日は、最終回ということで答申の決定に至りたいと思います。委員の皆様には、活発な議論とスムーズな進行にご協力をお願いいたします。

それでは、事務局より、本日の配付資料の説明をお願いしたいと思います。

総務課長

～資料等説明～

(2) 議員報酬及び区長等の給料の適否について最終確認

会 長

それでは早速、審議に入ります。今回は、議員報酬や区長等の給料の適否についての審議を集中的に行いました。各職についてご議論をいただきまして、一定の方向性を出したわけでございます。

今回審議した方向性の最終確認をします。それぞれの職について、給料月額を審議するとともに、期末手当についても必要に応じて参考意見を付ける方向で審議を進めることとしました。

まず、議員の報酬については、他区との比較において下位に位置するものの、年収においては向上しており、新型コロナウイルス感染症影響が収束しない中、社会経済状況や区民感情も踏まえると、引き上げる選択肢はとりにくく、据え置きとすることにしました。

次に、区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料月額については、同様に、引き上げる選択肢はとりにくく、据え置きとし、期末手当については一般職員と同様に特別区人事委員会の勧告で示された0.15月を引き下げるべきとの参考意見を付けることとしました。

この点につきましては、よろしいでしょうか。(各委員 異議なし)

(3) 答申(案)の審議、取りまとめについて

会 長

これで、当審議会としての答申へ向けての方向性が確認できましたので、答申(案)をもとに審議していきたいと思います。

進め方といたしましては、内容を一区分ごとに分けて順番に審議して参りたいと思います。

では、「1. はじめに」から参りたいと思いますので、ご意見をお願いいたします。

※答申(案)を項目ごとに事務局が朗読し、その都度審議(確認、意見交換)を行った。

「1 はじめに」

・文言の修正意見なし⇒文案どおり

「2 検討の背景」

・文言の修正意見なし⇒文案どおり

「3 審議」

(1) 議員の報酬の額及び区長等の給料の額に対する基本認識について

・文言の修正意見なし⇒文案どおり

(2) 議員及び区長等の職責と実績について

委 員

教育長の職責の重要性について、もう少し具体的に記載した方が良いと思います。

会 長

では、「区の教育行政の責任者として、教育委員会を代表する立場にあり、社会が複雑化する中で、少子化の進行とIT化の進展に対応して地域に開かれた学校運営を実現するため、その職務、職責は重大さを増している。」と修正したいと思います。

委 員

新型コロナウイルス感染症対応について、各職が大変苦勞されたことに言及した方が良いと思います。

会 長

では、「当審議会は、昨年度に引き続き、今年度も行政執行上大きな課題となった新型コロナウイルス感染症対応に関して、各職の職責が果たされていたことを認識した。」と追加記載したいと思います。

(3)議員の報酬の額及び区長等の給料の額について

会 長

委員から、第3回審議会で指摘のあった区財政の将来負担等に関して、「区有施設の老朽化への対応等に伴う財政負担の増加や今後の区財政予測も考慮すべき」との記載を加えたらどうかとの意見が事前にペーパーで寄せられています。そのように追加記載したいと思います。

会 長

また、委員から、やはり第3回審議会の際に話題にあがった政務活動費について、不足しているという声があるのであれば見直し検討をされたら如何かという意見があった旨を追加したらどうか、という意見が事前にペーパーで寄せられていますので、ご意見を伺います。

委 員

私は、むしろ入れていいのではないかと思います。政務活動費は議員活動に見合ったものとして対処されるべきで、私たちに諮問されている報酬の額で配慮するものではないと思います。また、給料月額だけを単独で判断することに限界が来ているということの投げかけにもなると思います。

委 員

私は、そもそもの諮問の内容と政務活動費がどうなのかという話は別なのですから、答申に記載することは誤解を招く恐れがあり、そうした文言を入れる必要はないと思います。

委 員

私は、そうした議論があったことが議事録に載るのであれば、答申には盛り込まなくてよいと思います。

会 長

期末手当については、年収ベースで議論するときに必要なので視野には入ってきていて、必要に応じて参考意見を付けさせていただいています。しかし、それを超えて、政務活動費や費用弁償にも触れるとなると、報酬と関連するかどうかの検証も出来ていません。

こうした議論があったことは、議事録にはきちんと残しておきますが、答申では触れないこととします。また、諮問のあり方についてはこの先検討していただければと思います。

「4 「議員の報酬の額及び区長等の給料の額」の適否」

- ・文言の修正意見なし⇒文案どおり

「5 おわりに」

- ・文言の修正意見なし⇒文案どおり。

(4) 答申（案）の確認及び答申の決定

委員

答申の結論である報酬、給料の額が一覧で記載されていますが、一見したときに全ての職において「据え置き」という言葉だけが印象として強調されてしまうのではないのでしょうか。コロナ禍で苦しんでいる方が大勢いる中で、変わらずにもらえていると誤解されはしないのでしょうか。私たちとしては様々な点について検討した上での結論であって、その中には期末手当を下げるべきとした判断も入った結論です。

会長

期末手当も含めて諮問していただければ、ここに期末手当についても記載できるのですが、あくまで諮問内容は報酬、給料の額です。期末手当についてもここに書けるようにしてもらいたいというのは、それは問題提起とさせていただきます。

会長

それでは最終確認を行いたいと思いますので、再度、お配りした答申（案）にお目通しください。

ではお諮りいたします。本案を今年度の答申といたしますが、よろしいでしょうか。（各委員 異議なし）

それでは、中野区特別職報酬審議会条例第6条3項の規定によりまして、本案を答申として決定をさせていただきます。

本日決定をいただきました答申につきましては、明後日の朝、当審議会を代表して、私から区長に手渡しさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、寒さが募る時期、お忙しい中、ご出席いただき、熱心なご議論をいただきまして、ありがとうございます。事務局から何かあればどうぞ。

総務課長

本日まで4回にわたるご議論の上、無事答申を決定いただき、ありがとうございます。委員の皆様、お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

会長

これをもちまして、今年度の当審議会の審議を全て終了ということにいたします。お疲れさまでした。